

## 「大分から来ました。」定款

### (目的)

第1条 本会は、大分県在住および大分県出身者の住民が協力し合い、地域の振興と活性化を図るために、ボードゲーム制作を通じた更なる地域の発展を目指して各種の活動を推進するため組織するものとする。

### (名称)

第2条 「大分から来ました。」と称する。

### (所在地の設置)

第3条 本会は所在地を、大分県大分市寿町8-11  
GRCoPuSコトブキ103ボードゲームカフェJOGO内に置く。

### (運営)

第4条 本会は、第1条の目的達成のため次の事業を行なう。

- (1) 地域の産業、教育、文化、福祉等の振興に関する事。
- (2) 地域の観光事業に関する事。
- (3) ボードゲーム（非電源での玩具）の振興。
- (4) 各種事業の請願陳情に関する事。
- (5) その他本会の目的達成に関する事。

### (加入)

第5条 第1条に係わる関係者を会員の資格とし、所定の手続により加入することができる。

2 前項の加入の諾否は、大分から来ました役員会（以下「役員会」という。）によって決定する。

### (脱退)

第6条 会員は、次の場合には、脱退する。

- (1) 会員たる資格を喪失した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 除名された場合

2 前項の場合のほか、脱退しようとする会員は、役員会に予告し脱退することができる。

### (会費)

第7条 会員は、会費を納入しなければならない。

2 前項の会費の額及びその払込みの方法並びに納期は、役員会の議決を経て別に定める。

3 特定事業の実施に要する経費を支弁するため、役員会の議決を経て会費を徴収することができる。

(会費等の返還)

第8条 会員がすでに払い込んだ会費等は、理由の有無にかかわらず返還しない。ただし、過誤により払い込んだ場合は、この限りでない。

(役員)

第9条 本会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 代 表 1名
- (2) 副 代 表 1名
- (3) 理 事 若干名

(役員職務)

第10条 代表は、役員会を代表し、総理する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、代表及び副代表を補佐し、役員会の運営に従事する。

(役員選任の方法)

第11条 役員選任の方法は、役員会出席者の2分の1以上の同意があるときは指名推薦の方法により役員候補者の決定を行うことができる。

ただし、この方法による場合は、その候補者について役員会の議決を行う。

(役員任期)

第12条 役員任期は3年とする。ただし、役員は再任されることができる。

- 2 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員会の決議事項)

第13条 次の事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の改廃に関する事
- (2) 重要な契約の締結に関する事項
- (3) その他業務運営上必要な事項

(規約外の規定)

第14条 この規約に定めのない事項については、役員会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この規約は、本会設立日である平成31年4月1日から実施する。

この規約の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。

平成31年4月1日

大分市大字畑中581番地の1

大分から来ました。 代表 三ヶ田 佳隼 印